



Adobe 販売プログラム

CLPプログラムガイド

企業向けプログラムメンバー
官公庁向けプログラムメンバー
教育機関向けプログラムメンバー

バージョン16
2021年12月1日



目次

Contents

CLP 5の概要.....	4
メンバーシップ.....	6
メンバーシップ期間.....	6
スタンダードCLPパーペチュアルライセンス.....	6
製品の購入.....	6
関連会社（教育機関・官公庁は関連組織）.....	6
リスト登録関連会社.....	7
セルフエンロール関連会社.....	7
エンドユーザーID番号.....	8
アドビライセンスウェブサイト.....	8
レポート.....	8
カスタマーサービス.....	8
注文方法.....	9
初回注文.....	9
再注文および追加注文.....	9
ライセンス購入の要件.....	9
ライセンス証書.....	10
メディアおよびマニュアル類.....	10
ESD（電子ソフトウェアダウンロード）.....	10
シリアル番号.....	11
ディスカウントレベルの向上.....	11
ディスカウントレベル向上の手順.....	11
返品.....	12
アップグレードプラン.....	13
CLPメンバーシップの更新.....	13

更新の通知	13
更新の要件	13
更新の例	14
関連会社の更新	14
CLPメンバーシップポリシー	14
ライセンスのダウングレード（旧バージョンの使用）	14
クロスランゲージライセンス	15
クロスプラットフォームライセンス	15
エンドユーザー使用許諾契約	15
ワールドワイドの通貨	15
ライセンスの譲渡	17
契約の終了	17
情報の取扱について	18
用語定義	18

CLP 5の概要

アドビ販売プログラムCLP 5は、2年間のメンバーシップに基づくライセンスプログラムです。CLP 5のメンバー（プログラムメンバー¹）は、アドビソフトウェアのパーペチュアルライセンス（対象製品のみ）の初回注文をディストリビューターまたはリセラーに発注します。初回注文の合計ポイント値により、初回注文および追加注文に適用されるディスカウントレベルが決定します。CLPメンバーシップ期間中に追加ライセンスを購入してポイントを累積することで、ディスカウントレベルを向上することも可能です。

CLPメンバーシップは、世界中の企業、官公庁、および教育機関を対象としており、ほとんどのアドビデスクトップ製品をご購入いただけます。

企業メンバー	
メンバータイプ： 企業	企業向けCLP 5メンバーシップ契約の規定により定義されます。
CLP 5の基本	初回注文の合計ポイント値によりディスカウントレベルが決まります（その後の注文によりポイントが累積し、ディスカウントレベルが上がります）。
ディスカウントレベル (ワールドワイド)	段階のポイントレベル レベル1 8,000 – 99,999 レベル2 100,000 – 299,999 レベル3 300,000 – 999,999 レベル4 1,000,000以上
メンバーシップ期間	プログラムメンバーとアドビの間で2年間
追加注文の最低発注単位	なし
ライセンスオプション	スタンダードCLPライセンスのみ

¹本ガイドでは、プログラムメンバーとはCLP 5プログラムメンバーのことを指します。

教育機関メンバー	
メンバータイプ： 教育機関	教育機関向けCLP 5メンバーシップ契約の規定により定義されます。
CLP 5の基本	初回注文の合計ポイント値によりディスカウントレベルが決まります（その後の注文によりポイントが累積し、ディスカウントレベルが上がります）。
ディスカウントレベル (ワールドワイド)	3段階のポイントレベル レベル1 5,000 – 49,999 レベル2 50,000 – 99,999 レベル3 100,000以上
メンバーシップ期間	プログラムメンバーとアドビの間で2年間
追加注文の最低発注単位	なし
ライセンスオプション	スタンダードCLPパーペチュアルライセンス

官公庁メンバー	
メンバータイプ： 教育機関	官公庁向けCLP 5メンバーシップ契約の規定により定義されます。
CLP 5の基本	初回注文の合計ポイント値によりディスカウントレベルが決まります（その後の注文によりポイントが累積し、ディスカウントレベルが上がります）。
ディスカウントレベル (ワールドワイド)	2段階のポイントレベル レベル1 8,000 – 299,999 レベル2 300,000以上
メンバーシップ期間	プログラムメンバーとアドビの間で2年間
追加注文の最低発注単位	なし
ライセンスオプション	パーペチュアルライセンス タームライセンス

メンバーシップ

新規または更新にかかわらず、CLPメンバーシップのエンロールメントを行う際には、オンラインでCLP 5メンバーシップの契約条件に同意する必要があります。CLPエンロールメントフォームを提出し承認されると、CLPメンバーシップID番号が発行されます（CLPメンバーシップID番号は、電子メールのご案内にも記載されます）

アドビボリュームライセンス（AVL）の製品ポイント値リスト（ワールドワイド共通）は、<https://cbconnection.adobe.com/jp/calculators/avl-calculator> の購入プログラムページ内の「アドビ購入プログラム計算表」でご覧いただけます。ただし、「アドビ購入プログラム計算表」は、ポイント計算ツールとしての使用目的に限定されます。メンバー個別のポイント値および価格については、ディストリビューターまたはリセラーにお問い合わせください。

メンバーシップ期間

CLPメンバーシップの有効期間は24ヶ月間です。メンバーシップ期間は、プログラムメンバーのメンバーシップエンロールメントをアドビが承認した日（発効日）から開始します。

スタンダードCLPパーペチュアルライセンス

標準的なライセンスオプションは、スタンダードCLPライセンスとなります。スタンダードCLPライセンスは1ライセンスから購入可能で、エンドユーザー使用許諾契約（EULA）の規定に違反しない限り、ライセンスを永続的に使用する権利が付与されます。

製品の購入

プログラムメンバーは、所在する地域で提供されるすべての製品を購入することができます。提供される製品は、随時、追加または廃止されることがあります。

アドビのクリエイティブ製品については、CLPでの販売を終了しました。なお、バリューインセンティブプラン（VIP）では、今後もクリエイティブ製品を購入することができます。

Lightroomは、一部の地域では販売されておりません。地域の販売状況については、リセラーにお問い合わせください。

関連会社（教育機関・官公庁は関連組織）

プログラムメンバーは、メンバーシップに関連会社²を登録することができます。関連会社とは、直接または間接を問わず、プログラムメンバーの所有下にあるか、またはプログラムメンバーが共同で所有する組織を指します。関連会社には、プログラムメンバーがCLPメンバーシップのエンロールメントフォームにリスト登録するものと、プログラムメンバーが許可した関連会社が個別にエンロールメントを行うものがあります。

² CLPメンバーシップ契約の規定および/または用語定義により定義されます。

関連会社による購入分もプログラムメンバーのCLPメンバーシップに基づいてポイントが累積され、全体のディスカウントレベルの向上に貢献します。CLPプログラムメンバーとその関連会社には、すべて、同じディスカウントレベルが適用されます。

CLPメンバーシップに含めることができる関連会社は、リスト登録関連会社およびセルフエンロール関連会社の2タイプです。関連会社に適用される条件には、共通のものと各タイプに特有のものがあります。

ご注意	関連会社の更新についての詳細は、14ページの「 関連会社の更新 」を参照してください。
------------	---

リスト登録関連会社

プログラムメンバーは、所定の条件を満たす関連会社をオンラインエンrollment³フォームで登録し、CLPメンバーシップに参加させることができます。リスト登録関連会社自身によるエンrollmentは必要ありません。リスト登録関連会社は、プログラムメンバーのCLPメンバーシップのもとで購入を行うことができ、同じディスカウントレベルが適用されます。リスト登録関連会社による注文も、プログラムメンバーのCLPメンバーシップのポイントに累積されます。

³ 紙ベースのCLPメンバーシップ契約における予定表Aとも呼びます。

セルフエンロール関連会社

プログラムメンバーのエンrollmentフォームに登録されている関連会社は、セルフエンロール関連会社として、別途、個別にエンrollmentを行うこともできます。セルフエンロール関連会社として参加する場合は、個別のエンrollmentフォームの提出が必要です。これにより、別のシリアル番号が発行されます。セルフエンロール関連会社として発行するための最低初回購入要件はありません。セルフエンロール関連会社による注文も、プログラムメンバーのCLPメンバーシップのポイントに累積されます。

プログラムメンバーは、セルフエンロール関連会社のCLPメンバーシップへのエンrollmentについて、「常に認める」、「常に認めない」、「事前にプログラムメンバーへの通知を必要とする」の3つのオプション設定をエンrollment時に行うことができます。このオプション設定は、必要に応じて、ライセンスウェブサイト（LWS）<https://licensing.adobe.com>上で変更することができます。

関連会社の特徴	リスト登録 関連会社	セルフエンロール 関連会社
累積したポイントがプログラムメンバーのポイントに追加される	○	○
プログラムメンバーと同じディスカウントレベルが適用される	○	○
法人名をプログラムメンバーのエンrollmentフォームに登録する必要がある	○	○
プログラムメンバーのCLPメンバーシップ終了時に同時に終了する	○	○
エンrollmentフォームにより、個別にエンrollmentを行う必要がある		○
固有のメンバーシップID番号が割り当てられる		○

エンドユーザーID番号

プログラムメンバーとセルフエンロール関連会社には、それぞれ固有のエンドユーザーID番号が発行されます。プログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社のすべての注文に関する情報は、アドビライセンスウェブサイト (<https://licensing.adobe.com>) から、エンドユーザーID番号を使用して参照できます。エンドユーザーID番号はCLPメンバーシップID番号とは別に発行されます。CLPメンバーシップID番号が2年間のメンバーシップ期間に限り有効なのに対して、エンドユーザーID番号は、契約期間が終了し更新後に新しいメンバーシップ期間が開始されても、引き続き同じものを使用します。

注) セルフエンロールメント関連会社のエンドユーザーID番号は、メンバーシップを更新するたびに新たに発行されます。

アドビライセンスウェブサイト

アドビライセンスウェブサイト (LWS : <https://licensing.adobe.com>) から、購入履歴、LWSアカウント情報、製品のシリアル番号、メンバーシップの満了日など、CLPメンバーシップに関する情報を参照することができます。

新規のプログラムメンバーには、LWSアカウントの設定方法をご案内する電子メールが届きます (お客様の電子メールアドレスをログインIDとして、CLPメンバーシップのパスワードの設定を行う方法などが記載されています)。

レポート

プログラムメンバーとその関連会社は、アドビライセンスウェブサイト (LWS) から、CLP購入明細書を印刷することができます。CLP購入明細書は数ページにわたる場合があります。プログラムメンバーは、期間を日付で指定し、その期間中にライセンスされたすべての製品が記載された印刷用オンラインマスタートドキュメントを作成できます。

プログラムメンバーは、以下の制限付きで、アドビへのすべての注文をまとめた購入履歴レポートを作成することができます。

- プログラムメンバーは、プログラムメンバー自身の注文情報に加えて、関連会社 (セルフエンロール関連会社を含む) のすべての注文情報にアクセスできます。
- 関連会社がアクセスできるのは、その関連会社自身の注文情報のみです。

カスタマーサービス

アドビボリュームライセンス (AVL) に参加しているお客様には、アドビカスタマーサービスがサポートを提供します。

アドビカスタマーサービス <https://helpx.adobe.com/jp/contact.html> にアクセスしてください。

海外のサポートに関しては、次の該当する地域のリンクをクリックしてください：

オーストラリア	オランダ
オーストリア、ドイツ、スイス (ドイツ語)	ニュージーランド

ベルギー、フランス、スイス（フランス語）	スペイン
イタリア、スイス（イタリア語）	東南アジア
米国およびカナダ	スウェーデン
中南米	イギリス

上記以外の地域のサポートに関しては、[Adobe Volume Licensing Help](#) にアクセスするか、またはお取引先のリセラーにお問い合わせ願います。

注文方法

アドビソフトウェアの注文書を、リセラー経由でディストリビューターに提出します。

初回注文

プログラムメンバーは、CLPメンバーシップIDが発行されてから30日以内に、初回注文をディストリビューターに提出する必要があります。この注文は、CLP 5メンバーシップエンロールメントフォームで選択したディスカウントレベルの最低ポイント値を満たしていなければなりません。初回注文を提出すると、製品のシリアル番号の入手方法などを記載した電子メールがプログラムメンバーに送付されます。

万一、初回注文が選択したディスカウントレベルの最低ポイント値に満たない場合、注文は処理されず、シリアル番号も発行されません。プログラムメンバーは注文内容を修正した上で再提出する必要があります。30日以内に初回注文の再提出がなかったときには、アドビからプログラムメンバーに対して、初回注文が提出されていない旨を通告する電子メールが送付されます。それにもかかわらず初回注文の再提出がなかった場合には、アドビは45日以内にCLPメンバーシップを一時停止および終了することができます。

再注文および追加注文

プログラムメンバーは、ディストリビューターを通じていつでも再注文および追加注文をすることができます。累積ポイントがより上位のディスカウントレベルに達するまでは、初回注文と同じディスカウントレベルが適用されます。

再注文および追加注文については、最低ポイントの要件はありません。

ライセンス購入の要件

プログラムメンバーまたはその関連会社が新たにソフトウェアをインストールまたは導入した場合には（他の方法で使用または使用可能にした場合も含みます）、同じ月内に該当するライセンスを発注する必要があります。

ライセンス証書

CLPの注文が完了すると、アドビからPDFのライセンス証書が発行されます。ライセンス証書はプログラムメンバーのLWSアカウントに自動的に掲載されます。この証書の用途は、お客様の参照用に限定されるものとし、コンプライアンス管理の購入証明として用いることはできません。ライセンス証書に記載される内容は次のとおりです。

- 住所
- アドビのエンドユーザーID番号
- アドビの注文番号
- 証書番号
- CLPメンバーシップID番号
- エンドユーザー名
- エンドユーザーPO（発注番号）
- ライセンスプログラム名
- 製品名
- ライセンス数
- 返品、譲渡、またはアップグレードした数量
- シリアル番号
- SKU詳細
- SKU番号
- 注文が返品、アップグレード、または譲渡された場合は、それを示すスタンプまたはその他の標章
- ライセンス、アップグレードプラン、テクニカルサポートの開始日と終了日
- 製品ポイント値の合計

メディアおよびマニュアル類

ほとんどのアドビデスクトップ製品のマニュアル類はオンラインで提供されています。プログラムメンバーは、必要に応じてすべてのデスクトップ製品のメディアを注文することができます。ただし、メディアの注文数は、注文ライセンス数や所有ライセンス数を超えないことが条件となります。

ESD（電子ソフトウェアダウンロード）

CLPでライセンスを購入したお客様は、ほとんどの製品についてESD（電子ソフトウェアダウンロード）を利用することができます。ESDはアドビライセンスウェブサイト（LWS：<https://licensing.adobe.com>）上で提供されるサービスで、ライセンスを所有する製品をダウンロードすることができます（ライセンスを所有していない製品はダウンロードできません。また、一部ESDを利用できない製品もあります）。

ESDのセキュアサーバーにアクセスすることができるのは、CLP 5メンバーシップのライセンス管理担当者、セルフエンロール関連会社のライセンス管理担当者、および注文時に記載された導入先担当者です。これらの担当者は、9ページの「ライセンス購入の要件」の規定に従って、購入済みのアドビデスクトップソフトウェア製品をダウンロードできます。

ライセンス管理担当者は、LWSにアクセスしESDを利用する権利を他のユーザーに割り当てるできません。また、管理者権限を組織内の別の担当者に移譲することも可能です。

ご注意

製品ごとのダウンロード回数はダウンロードサイトに記録されており、ESDのダウンロード画面にも表示されます。

シリアル番号

バージョン、言語およびプラットフォームが同一の製品ライセンスに対しては、共通で使用できるシリアル番号が1つ発行されます。ただし、Macintosh®およびWindows®、両方のプラットフォーム版が存在する製品には、それぞれのプラットフォーム用に別のシリアル番号が発行されます（どちらか片方のプラットフォーム版の製品ライセンスだけを購入した場合でも、両方のプラットフォーム版用のシリアル番号が発行されます）。

シリアル番号は製品のインストール時に必要となります。エンドユーザーID番号が変わらない限り、CLPメンバーシップを更新しても、同一のシリアル番号を引き続き使用することができます。

シリアル番号を入手するには、LWSにログイン後、画面の指示にしたがってシリアル番号の検索を行ってください。

ディスカウントレベルの向上

CLPメンバーシップ期間中にプログラムメンバーと関連会社が引き続き追加購入を行うことで、さらに上位のディスカウントレベルが適用されます。

ディスカウントレベル向上の手順

毎月14日に、CLPメンバーシップ発効日からその月の14日までの間にプログラムメンバーとその関連会社が購入したポイント合計のレビューが行われます。このレビューの対象となるのは、その月の14日までに（14日も含む）受注処理が完了した注文のポイントです。14日に提出された注文であっても、14日中に受注処理が完了しなかった場合には、その注文のポイントは翌月のポイント合計レビューの対象となります。

プログラムメンバーが14日までに累積したポイント合計が上位のディスカウントレベルに達した場合は、その月の15日から上位のディスカウントレベルが適用されます。その際、プログラムメンバーのライセンス管理担当者、各セルフエンロール関連会社のライセンス管理担当者宛てに、上位のディスカウントレベル適用の通知が届きます。他にも取引をしているリセラーがある場合、プログラムメンバーには、上位のディスカウントレベルが適用されたことを他のリセラーに通知する責任があります。

例：アドビは、7月10日に、ABC社の注文をディストリビューター経由で受注しました。ABC社のCLPメンバーシップ発効日は4月3日です。アドビは、7月14日に、4月3日から7月14日までの間にABC社とその関連会社から発注され、受注処理が完了したすべての注文の合計ポイントを集計します。合計ポイント集計の結果、ABC社が上位のディスカウントレベルに移行可能な場合、ABC社のディスカウントレベルは7月15日付けで自動的に変更され、アドビはからプログラムメンバーにディスカウントレベルの移行が通知されます。

例：アドビは、7月17日に、XYZ大学の注文をディストリビューター経由で受注しました。毎月の合計ポイント集計は14日に行われるため、この注文は8月14日に行われるXYZ大学のディスカウントレベル評価に反映されます。8月14日までの合計ポイント集計の結果、XYZ大学が上位のディスカウントレベルに移行可能な場合、XYZ大学のディスカウントレベルは、8月15日付けで変更されます。

ご注意

返品があった場合には、再びCLPのディスカウントレベルが下がる場合があります。

返品

CLPで購入したライセンスを返品できるのは、次の場合に限りです：

- プログラムメンバーがエンドユーザー使用許諾契約書（EULA）の規定に同意しない場合。
- 納品された製品、言語、プラットフォームまたは数量に誤りがあった場合（アドビからの出荷にミスがなく、リセラーがお客様の注文内容を誤って発注した場合も含まれます）。
- 二重出荷または二重請求があった場合（ディストリビューターまたはリセラーからの二重注文によるもの）
- プログラムメンバーが注文をキャンセルした場合（アドビが製品を出荷してからプログラムメンバーが受領するまでの間）。

注文の返品にはアドビの承認および商品返品承認（RMA）の発行が必要となります。また、返品リクエストを行えるのは、返品の対象となる元注文の日付から30日以内に限られます。返品リクエストに返品理由を明記した上で、元注文の日付を証明するものを添付してください。

返金を受けるためには、RMAの発行日から30日以内に、プログラムメンバーの正式署名済みのアドビライセンス破棄証明書（LOD）をアドビに提出する必要があります。ライセンス破棄証明書（LOD）の文言については、ディストリビューターにお問い合わせください。

返品が承認されると、プログラムメンバーの合計ポイントが翌月のレポートで調整され、注文に記載された導入先担当者（エンドユーザー）宛てに確認の電子メールが送られます。

プログラムメンバーは、注文の一部のみを返品することもできます。ただし、返品の結果プログラムメンバーのディスカウントレベルが下がることになる場合には、アドビは、部分的な返品を拒否することができます。

以下に、返品によりディスカウントレベルが低下する場合の例を挙げます。

例： 政府機関のLMNは、ディスカウントレベル2で（最小値は300,000ポイント）、現在の累積ポイントは355,000ポイントです。LMNは、直近の注文を受領前にキャンセルすることにしました。キャンセルした注文は、60,000ポイント分です。次回、LMNのポイントは見直しが行われ、ポイントの減少により、LMNのディスカウントレベルは1に下がります。

(355,000 - 60,000 = 295,000)

例： ABC社は、初回注文としてAcrobatを1,000ライセンス（300,000ポイント分）発注し、ディスカウントレベル3が適用されました。しかし、ABC社は、追加注文を行う前に、500ライセンス分を返品しました。この返品により、累積ポイントは150,000ポイントに減少し、ディスカウント

レベル2の水準になります。この場合、ABC社がCLPメンバーシップのディスカウントレベルを下方修正するまで、アドビは返品を拒否することができます。

例： XYZ大学は、初回注文をすべて返品することを希望しています。XYZ大学がCLPメンバーシップを継続するには、最低ポイント要件を満たす新たな注文書を提出する必要があります。

アップグレードプラン

アップグレードプランを購入したプログラムメンバーは、アドビソフトウェアのパーペチュアルライセンスに限り、アップグレードプランの有効期間中にアドビが提供する製品アップグレードをすべて受けることができます。アップグレードプランの購入もポイントの対象となりますので、プログラムメンバーのディスカウントレベル向上に貢献します。なお、CLPで販売される製品の中には、アップグレードプランの対象にならないものもあります。アップグレードプラン対象製品の詳細については、リセラーにご確認ください。

有効期間は、アップグレードプランをプログラムメンバーが注文した日に始まり、CLPメンバーシップの終了する日に終了します。

プログラムメンバーが注文したアップグレードプランの対象製品をアドビが廃止した場合でも、アップグレードプラン料金の払い戻しは行われません。また、アップグレードプランの権利を行使しなかった場合についても、未行使分の料金の払い戻しは行われません。

※アップグレードプランは、新規は2021年12月、更新は2022年2月で受注終了となりました。

CLPメンバーシップの更新

2年間のCLPメンバーシップ期間満了時にメンバーシップの更新手続⁴を行うことで、次の2年間も引き続きCLPメンバーシップに参加することができます。メンバーシップの更新後も、シリアル番号とエンドユーザーID番号は前のメンバーシップと同じものを継続して使用しますが、CLPメンバーシップID番号については、新たな番号が割り当てられます。

早期に更新手続きを行った場合でも、次のメンバーシップ開始日に変更はありません。

⁴CLPプログラムが更新時に利用可能である場合に限りです。

更新の通知

CLPメンバーシップ満了日が近づくと、CLPメンバーシップの満了と更新の通知がプログラムメンバーに届きます。CLPメンバーシップの満了日まで更新を完了するには、満了日の10日前までには更新手続きを行ってください。

更新の要件

更新により次の2年間のメンバーシップに参加するためには、再度、プログラムメンバーがオンラインでエンロールメントを行う必要があります。

前のCLPメンバーシップ期間中の累積ポイント合計がディスカウントレベルの最低ポイント要件以上だった場合には、CLPメンバーシップ更新時に初回注文は必要ありません。更新時に初回注文が必要かどうかを判断するには、前のCLPメンバーシップ期間満了時のポイント合計とディスカウントレベルの最低ポイント要件を比較します。満了時のポイント合計がいずれかのディスカウントレベルの最低ポイント要件以

上である場合は初回注文の必要はなく、該当するレベルでCLPメンバーシップを更新することができます。

ご注意

前のCLPメンバーシップ期間中の累積ポイントに基づいて更新後のディスカウントレベルを決定する場合（初回注文を行わない場合）、新しいCLPメンバーシップはゼロ（0）ポイントからの開始となります。

更新の例

次の例は、企業向けプログラムメンバーがディスカウントレベル1（最低ポイント値：8,000）を選択した場合を想定しています。

例： あるプログラムメンバーの初回注文は8,000ポイントで、2年間のCLPメンバーシップ期間中に合計17,000ポイントの追加注文を行いました。その結果、このプログラムメンバーは、CLPメンバーシップの満了時までに合計25,000ポイントを累積しました。このプログラムメンバーの累積ポイント（25,000ポイント）をディスカウントレベル1と2の最低ポイント要件と比較すると、ディスカウントレベル1の最低ポイント要件（8,000ポイント）は満たしていますが、ディスカウントレベル2の最低ポイント要件（100,000ポイント）には達していません。したがって、このプログラムメンバーは、初回注文の必要なく、ディスカウントレベル1で更新することができます。ただし、累積ポイントはゼロからのスタートとなります。

例： あるプログラムメンバーの初回注文は100,000ポイントで、2年間のCLPメンバーシップの期間中に、合計260,000ポイントの追加注文を行いました。その結果、このプログラムメンバーは、CLPメンバーシップの満了時までに合計360,000ポイントを累積しました。このプログラムメンバーの累積ポイント（360,000ポイント）をディスカウントレベル2と3の最低ポイント要件と比較すると、ディスカウントレベル2の最低ポイント要件（100,000ポイント）はもちろん、ディスカウントレベル3の最低ポイント要件（300,000ポイント）も満たしています。したがって、このプログラムメンバーは、初回注文の必要なく、ディスカウントレベル3で更新することができます。ただし、累積ポイントはゼロからのスタートとなります。

関連会社の更新

プログラムメンバーが関連会社の更新を行わなかった場合でも、満了後も引き続きCLPメンバーシップの参加を希望する関連会社は、プログラムメンバーが再エンロールメントを完了した後に、更新を行うことができます。

何らかの理由により、プログラムメンバーがCLPメンバーシップを更新しなかった場合は、関連会社もメンバーシップを更新することはできません。

CLPメンバーシップポリシー

ここまで、CLPメンバーシップの内容について詳しく説明してきましたが、CLPメンバーシップおよびソフトウェア使用規定について、さらに理解を深めていただくためにも、以下のCLPメンバーシップポリシーをよくお読みください。

ライセンスのダウングレード（旧バージョンの使用）

アドビでは、プログラムのメンバーに対して、最新バージョンのライセンス注文であっても、ひとつ前の

バージョンのライセンスを所有している場合に限り、以前のバージョンを使用することを許可しています。旧バージョンを使用する場合でも、現行バージョンのEULAに規定されているすべてのガイドラインに従う必要があります。なお、旧バージョン製品のメディア、マニュアル類、およびサポートについては、提供を終了している場合がありますのであらかじめご了承ください。

例：ABC社は、現在、全社でAcrobat 2017を使用しています。同社では、Acrobat 2017をさらに追加で100ライセンス必要としているのですが、アドビが現在販売しているのはAcrobat 2020です。この場合、ABC社は、Acrobat 2020を100ライセンス購入した上で、旧バージョンのAcrobat 2017をインストールして使用することができます。ただし、新しく購入した100ライセンスについては、Acrobat 2020のEULAを遵守する必要があるのに加えて、いくつかの制限事項が適用されます。

クロスランゲージライセンス

特定の言語版として販売されているライセンスは、その言語に限って使用することができます。また、「全言語版」として販売されているライセンスについては、導入する言語をプログラムメンバーが自由に選択することができます。

クロスプラットフォームライセンス

Windows版とMacintosh版の両方が販売されている製品で、かつ両プラットフォームの製品バージョンが同一の場合に限り、プログラムメンバーには、Windows版とMacintosh版、両方のシリアル番号が発行されます。両方のプラットフォームのメディアを注文することも可能です。使用ライセンス数の合計が購入ライセンス数を上回らない限り、使用するプラットフォームはプログラムメンバーが自由に選択できます。

エンドユーザー使用許諾契約

いかなる場合でも、製品を使用する際には、その製品のエンドユーザー使用許諾契約（EULA）の制約を受けます。通常は、インストール画面上でのマウスのクリックによりEULAに同意する必要があります。EULAの内容については、(<http://www.adobe.com/jp/legal/licenses-terms.html>)から参照することができます。CLP 5メンバーシップ契約の条件とEULAの条件との間に矛盾があった場合は、その矛盾を解決するために必要な範囲においてのみ、CLP 5メンバーシップ契約の条件が優先します。

ワールドワイドの通貨

ディストリビューター向けのCLP価格設定に使用される通貨は、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドルおよび日本円に限定されます。また、ディストリビューター向け価格リストは、所属する地域の通貨で発行されます（為替は固定レートです）。

ご注意

ディストリビューター向け価格リストは、ワールドワイドで同一の価格になっていない場合があります。価格体系は、為替相場やその他の要因により異なる場合があります。

ワールドワイドCLPメンバーには、ワールドワイドで同じディスカウントレベルが適用されますが、必ずしも、同じ価格体系が保証されるわけではありません。

ライセンスとサポートの販売価格は、すべてディストリビューターまたはリセラーが決定します。こうした販売価格の設定にアドビは一切関与しません。販売価格については、プログラムメンバーとディストリ

ビューターまたはリセラーの間で直接交渉を行ってください。販売価格だけでなく、納期、インストール方法、および支払い条件についても、プログラムメンバーとディストリビューターまたはリセラーが合意の上で決定します。

取引に使用できる通貨の適用基準は次の通りです。

- ワールドワイドの各地域ごとに指定の単一通貨が設定されています。
- ディストリビューターは、地域の指定通貨でアドビとの取引を行う必要があります。
 - ワールドワイドディストリビューターは、これ以外の現地通貨で取引を行うこともできますが、アドビとの取引に関しては、個々の注文ごとに適正な地域の指定通貨で行う必要があります。
- どの地域の指定通貨が適用されるかは、注文の導入先または届け先となるエンドユーザーの住所（導入先住所）に基づいて決定されます。

下の表は、国または地域ごとの指定通貨の一覧です。

導入先地域（国）	通貨
米国およびカナダ	米ドル
ラテンアメリカ（メキシコおよびカリブ諸国を含む）	米ドル
英国	英ポンド
ヨーロッパ（すべてのEUおよびEFTA加盟国）	ユーロ
導入先地域（国）	通貨
その他のヨーロッパ（ヨーロッパおよび東ヨーロッパのすべてのEU/EFTA非加盟国）	米ドル
中東およびアフリカ	米ドル
アジアパシフィック（中国、台湾、すべての東南アジア諸国、インド、その他日本を除くすべてのアジア諸国）	米ドル
オーストラリアおよびニュージーランド	豪ドル
日本	円

ライセンスの譲渡

アドビ製品のEULAでは、ソフトウェアライセンスを他の個人または他の法人に譲渡することが認められています。しかし、CLPライセンスの譲渡については制限があり、CLP契約に定める規定および下に挙げるCLPライセンス譲渡に関するポリシーの要件を満たす必要があります。吸収合併、買収、統合、会社分割等の理由により譲渡が必要となった場合に、プログラムメンバーがCLPライセンスを譲渡できる相手は、TLPユーザー、CLPプログラムメンバー、他のCLPプログラムメンバーのセルフエンロール関連会社に限定されます。CLPライセンス譲渡に関するポリシーは次のとおりです。

- プログラムメンバーは、資格を有する他のプログラムメンバーまたは他のCLPプログラムメンバーのセルフエンロール関連会社に加えて、TLPに参加している組織に対しても、ライセンスを譲渡できます。
- ライセンスの譲渡人と譲受人の双方が、ライセンス譲渡フォームに記入および署名する必要があります。
- 譲受人は、EULAの規定に同意する必要があります。
- ライセンスの譲渡人は、当該ソフトウェアのすべてのコピーおよびマニュアル等の印刷物を破棄する必要があります。
- 譲渡されるライセンスには、当該製品のすべての現行バージョンおよび旧バージョンが含まれるものとします。
- CLPのポイントは譲受人に譲渡されますが、TLPのポイントはCLPに加算されません。
- 譲渡するライセンスに現在有効なアップグレードプランが付随する場合、そのアップグレードプランもライセンスと共に譲渡する必要があります。
- ライセンスの譲渡は、当該ライセンスを取得した地域内かつ同一マーケットセグメント内に限り認められます（ただし、ワールドワイドCLPメンバーに限り、ライセンスを取得した地域以外への譲渡も認められています）。
- 注文の誤りの訂正、氏名や住所の変更、または顧客の便宜のための内部処理を目的としたライセンス譲渡は認められません。
- 異なるマーケットセグメント間でのライセンス譲渡は認められません。
- メディアおよびESDの権利は、譲渡することができません。
- 同一エンドユーザー内で別の導入先へのライセンス譲渡は認められません。

契約の終了

契約の終了とは、アドビとプログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社との間で締結したCLP 5メンバーシップ契約を、予定された満了日の前に終了することを意味します。

ご注意

CLPメンバーシップが終了した時点で、CLPメンバーシップ期間中に購入したアップグレードプランはすべて無効となります。

プログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社は、アドビに通知することにより、いつでもメンバーシップを終了することができます。アドビまたはプログラムメンバーは、CLPメンバーシップ契約の規定に従って60日以上前に文書で通知することにより、その理由を問わずCLPメンバーシップ契約を終了

することができます。

プログラムメンバーがCLPメンバーシップを終了した場合は、プログラムメンバーの関連会社のメンバーシップも終了します。セルフエンロール関連会社が自己のメンバーシップを終了した場合は、以降のセルフエンロール関連会社の購入分は、プログラムメンバーのポイントに加算されません。

アドビは、初回注文が行われなかった場合にCLPメンバーシップを終了または停止する権利を留保します。詳細については、9ページの「初回注文」の項目を参照してください。

情報の取扱について

アドビは、CLPメンバーシップの管理およびCLP 5メンバーシップ契約に基づく義務の履行を目的として、プログラムメンバーまたは関連会社の情報を利用することができます。これらの情報は、ワールドワイドのアドビ事業所およびワールドワイドリセラーの間で、次のような場合に利用されます（ただし、これらの場合に限定されません）：

- CLPメンバーシップID番号、エンドユーザーID番号およびライセンス管理担当者の名前と連絡先など、プログラムメンバーまたは関連会社のプログラム情報を、必要な範囲で、プログラム管理に関わるディストリビューターまたはリセラーおよびアドビ事業所で共有する場合（ディストリビューターまたはリセラーおよびアドビの所在地を問いません）。
- 関連会社との間でプログラムメンバーに関する情報を共有する場合、およびプログラムメンバーとの間で関連会社に関する情報を共有する場合。
- プログラムメンバー、ライセンス管理担当者、または関連会社のライセンス管理担当者にプログラム関連情報を送付するために、アドビが該当する担当者の氏名および連絡先情報を使用する場合。なお、送付する情報には、アップグレード、プログラム変更、およびSKU廃止の通知などが含まれます（ただし、これらに限定されません）。
- プログラムメンバーが、その関連会社のプログラムと注文情報を参照する場合（一方、関連会社メンバーは、自身の組織の注文情報しか参照することができません）。

用語定義

アカウントタイプ： ライセンスウェブサイト内の法人／団体の特定のユーザータイプ（例：エンドユーザー、導入先、リセラー、売上先パートナーなど）です。アカウントは個人ではなく、企業、学校、官公庁または特定の部署名、あるいは所在地となります。

チャネルパートナー： リセラーまたは売上先パートナー

企業の関連会社： 関連会社とは、法人格を持つ組織であり、企業の関連会社の場合は、プログラムメンバーの所有下もしくは支配下にあるか、またはプログラムメンバーが共同で所有する組織を指します。

クロスプラットフォームライセンス： クロスプラットフォームライセンスが適用される製品では、Macintosh®またはWindows®どちらかのプラットフォーム向けのライセンスを取得したユーザーは、両プラットフォームのどちらでも（ただし、どちらか一方のみで）そのソフトウェアの同一バージョンを実行できる権利を有します。プログラムメンバーは、個々の製品ライセンスを注文するごとに、MacintoshおよびWindows向け両方のシリアル番号を受け取ります。クロスプラットフォームライセンスが適用されるプラットフォームはMacintoshおよびWindowsのみとなります。UNIX、Linuxなど他のプラットフォーム

には適用されません。

デフォルト担当者： デフォルト担当者は、アドビからの通知を受け取るようになっていた元の担当者が組織を離れた場合、その通知を受け取ります。（例：リセラーや導入先など）たとえば、注文書に記載されている担当者が退職した場合、デフォルト担当者はその注文に関する以降の通知を受け取ります。

導入先： アドビ製品が使用または導入される先の氏名、住所、またはその他の情報です。チャンネルパートナーおよびリセラーは、注文上の導入先担当者になることはできません。

ディスカウントレベル： CLPにおいてプログラムメンバーに適用される価格のレベルのことで、初回注文と以後の追加注文に基づいて設定されます。ディスカウントレベルは、プログラムメンバーとその関連会社が注文した製品およびアップグレードプランの合計ポイント値によって決定されます。

教育機関の関連組織： 関連組織とは、法人格を持つ組織であり、教育機関の関連組織の場合は、プログラムメンバーの所有下もしくは支配下にあるか、またはプログラムメンバーが共同で所有する系列の学校、専門学校、大学を指します。

エンドユーザー使用許諾契約（EULA）： 「EULA」とは、アドビのソフトウェア製品に適用されるエンドユーザー使用許諾契約および/または関連するソフトウェアの使用条件のことです。通常、EULAは、各ソフトウェア製品のインストーラーに含まれる電子的フォームとして提供されますが、他にも、URL、ウェブアドレス、リンクなどのかたちで提供される場合もあります。

エンドユーザー： お客様の主な所在地、またはお客様がCLPメンバーシップを関連付ける所在地。

エンドユーザーID： アドビが新しいプログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社用のアカウントを作成するときに発行される番号のことです。プログラムメンバーまたはセルフエンロール関連会社のすべての注文に関する情報は、アドビライセンスウェブサイト (<https://licensing.adobe.com>) から、エンドユーザーIDを使用して参照できます。エンドユーザーID番号は、CLPメンバーシップの2年間に限り有効なCLPメンバーシップ番号とは異なります。メンバーシップが更新されてもエンドユーザーIDは変わらず有効で、プログラムメンバーは、引き続き同じエンドユーザーIDを使用します。

官公庁の関連組織： 関連組織とは法人格を持つ組織であり、官公庁の関連組織の場合は、官公庁プログラムメンバーと同じ組織、政治、および規制のスキームに属する組織を指します。

初回ディスカウントレベル： CLPメンバーシッププログラムにエンロールメントを行ったとき、プログラムメンバーに最初に適用されるディスカウントレベルのことです。初回ディスカウントレベルは、プログラムメンバーの初回注文に基づいて決定されます。

初回注文ポイント： プログラムメンバーの初回注文から算出されるポイント値のことです。初回注文のポイント値により、CLPメンバーシップで最初にプログラムメンバーに適用されるディスカウントレベルが決定します。

初回注文の要件： アドビがCLPメンバーシップ番号を発行してから30日以内に行う必要がある最低限度の注文のことです。CLPメンバーシップに参加するプログラムメンバーとしての資格を得るには、この要件を満たす必要があります。

ライセンス担当者： LWSのアカウントに関連づけられた個人です。この担当者は特定の注文上に表示され、その注文に関する通知を受信します。

ライセンスウェブサイト (LWS) : <https://licensing.adobe.com> を指します。アドビのセールス、チャネル、およびアドビボリュームライセンスのお客様が、現在のアカウントの情報を参照するためのウェブサイトです。

メディア : アドビのソフトウェアが収められているディスクのことで、CD、DVDなどがあります。

メディア発送先 : ソフトウェア、CD、DVDなど、有形の製品の出荷先となるお客様、ディストリビューターの所在地。

リスト登録関連会社 : プログラムメンバーのCLP 5メンバーシップ契約にリスト登録された関連会社のことです。リスト登録関連会社自身によるエンロールメントは必要ありません。リスト登録関連会社は、プログラムメンバーのCLP 5メンバーシップ契約のもとで購入を行うことができ、同じディスカウントレベルが適用されます。リスト登録関連会社による注文は、すべて、プログラムメンバーのメンバーシップの有効ポイントとして累積されます。リスト登録関連会社には、初回注文の要件はありません。

Named User : ライセンスに導入先氏名として記載されるユーザーのことです。

主担当者 : その組織（例：売り上げ先パートナーやコストセンターなど）の担当者を追加したり削除したりでき、アドビのライセンスアカウントに関する全通知をアドビから受け取る唯一の人物です。

ポイント値 : ワールドワイドで共通の値で、アドビのデスクトップ製品およびアップグレードプランをポイントに換算したものです。

プロダクトプール : 同じ製品群に属するアドビソフトウェアをグループ化したものです。

ライセンス管理担当者 : プログラムメンバーまたは関連会社の連絡窓口担当者を指します。ライセンス管理担当者には、アドビライセンスウェブサイト (LWS) の利用に関して、他の一般ユーザーには無い特別な権限が付与されます。さらに、プログラムメンバーおよびメンバーシップ契約に関する特別な通知が送付されます。

リセラー : 売上先パートナーからソフトウェアを購入し、お客様に直接販売する組織を指します。

セルフエンロール関連会社 : CLP 5プログラムメンバーの関連会社の中で、自身で個別にCLP 5メンバーシップエンロールメントフォームを提出した関連会社のことです。

売上先パートナー : アドビが製品やサービスを販売したディストリビューターの所在地。

合計ポイント値 : プログラムメンバーが注文したすべてのライセンスおよびアップグレードプランをポイントに換算し合計した値です。（メディアとマニュアルは、ポイントの対象にはなりません）

アップグレードプラン : プログラムメンバーがアップグレードプランを購入すると、パーペチュアルライセンスに限り、アップグレードプランの有効期間中にアドビが行った製品アップグレードをすべて受けることができます。

各国版と英語版に相違がある場合は、英語版の内容が適用されます。

その他の情報

アドビ販売プログラムについて詳しくは、アドビの担当営業にお問い合わせいただくか、次のサイトにアクセスしてください。

www.adobe.com/go/volumelicensing_jp



Adobe

アドビ株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-2

ゲートシティ大崎 イーストタワー

www.adobe.com/jp

Adobe Inc.

345 Park Avenue

San Jose, CA 95110-2704

USA

www.adobe.com

Adobe, the Adobe logo, Acrobat, Illustrator, Photoshop, InDesign, Dreamweaver, Flash, Fireworks, Premiere, After Effects, Audition, SpeedGrade, Prelude, Encore, Bridge, and Lightroom are either registered trademarks or trademarks of Adobe in the United States and/or other countries. Mac and Mac OS are trademarks of Apple, Inc., registered in the United States and other countries. Microsoft and Windows are either registered trademarks or trademarks of Microsoft Corporation in the United States and/or other countries. All other trademarks are the property of their respective owners.

© 2021 Adobe. All rights reserved. Printed in Japan.

12/2021